

[事案 14-3] 保険契約無効確認請求

- ・平成 14 年 7 月 8 日 裁定申立書受理
- ・平成 14 年 11 月 1 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

個人年金保険に加入したつもりなのに終身保険であった。昭和 58 年の契約当初に遡って個人年金保険に変更すること。

< 保険会社側の主張 >

申立人の主張には理由がないので、請求には応じられない。

< 裁定の概要 >

生命保険証券にも生命保険契約申込書にも申立契約が個人年金保険契約であることをうかがわせるような記載は存在しない。特に、個人年金保険であれば、保険契約者にとって極めて重要な事項と考えられる年金の額が記載されておらず、死亡保障が前面に出ていることを考えると、通常の判断能力がある人間であれば、申立契約が個人年金保険ではないこと（終身保険であること）は容易に理解できたはずである。

裁定審査会は、審理の結果、本件申立には理由が無いと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。